東京都市計画用途地域の変更
〔東京都決定〕
【総括図】

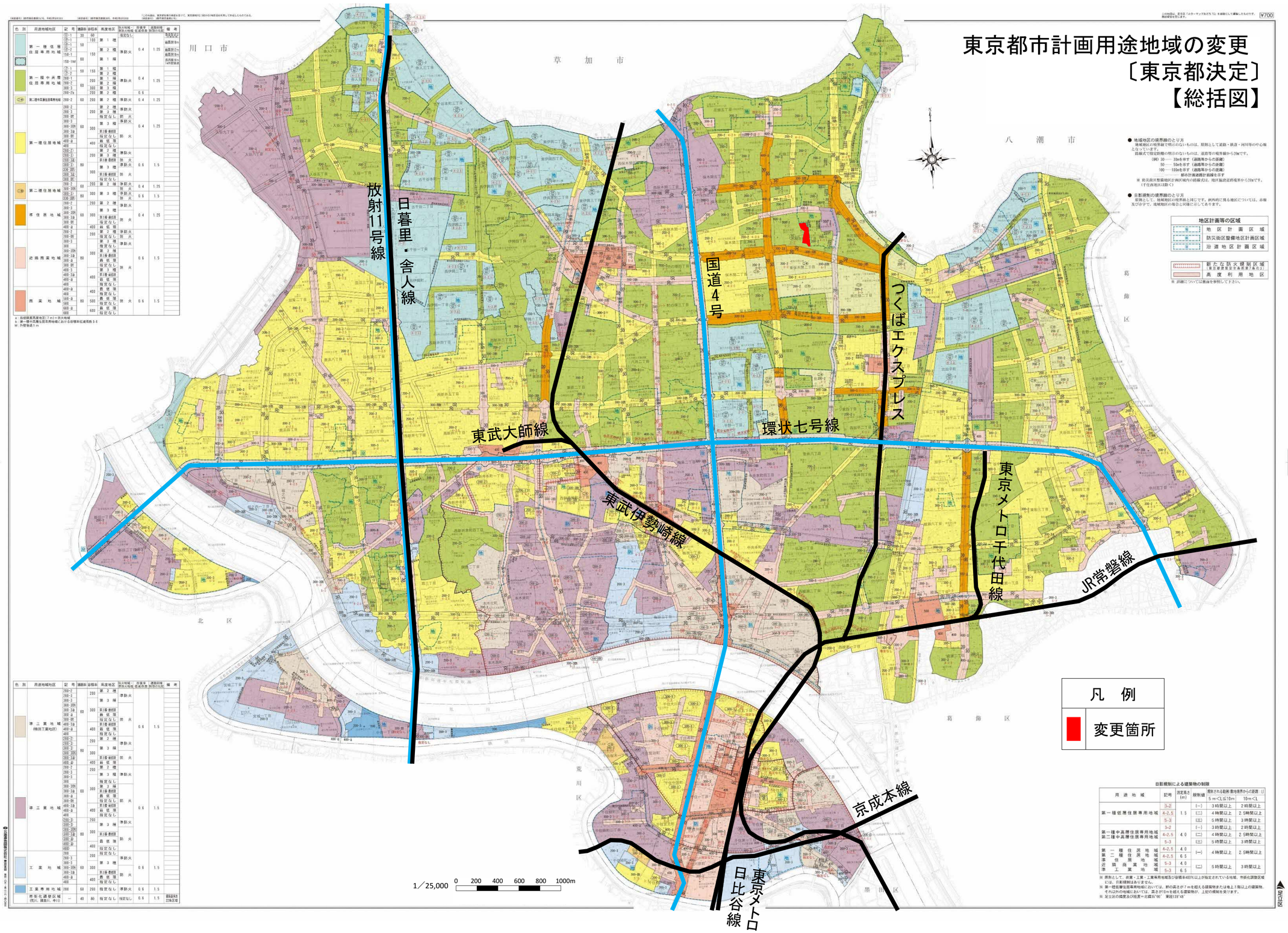

色別	用途地域地区	記号	建蔽率(%)	容積率(%)	高度地区	防火地域・準防火地域	斜線勾配	適用距離(m)	備考
	第一種低層住居専用地域	100-1	50	100	第1種	指定なし			特別区のみ
		100-2							最高限度m
		150-1	60	150	第2種	準防火	0.4	1.25	最高限度m
		150-1M			第1種				高度地区m 14m型適用
	第一種中高層住居専用地域	100-1	50	150	第1種				
		200-1			第2種				
		200-2	60	200	第1種	準防火	0.4	1.25	
		300-2		300	第2種		0.6		
		200-2a		200	第2種	準防火	0.4	1.25	
	第二種中高層住居専用地域	200-2	60	200	第2種	準防火			
		200-3			第3種				
		700-防			指定なし	防火			
		300-1		300		準防火	0.4	1.25	
		300-1a	60		第3種				
		300-3a			第1種	防火			
		300-防			指定なし				
		400-a		400	第1種	防火			
		400			指定なし				
		200-2		200	第2種	準防火			
		200-3			第3種				
		200-1a	60		第1種	防火	0.6	1.5	
		300-1		300	第3種	準防火			
		300-1a			第1種	防火			
		300-防			指定なし				
	第二種住居地域	200-2	60	200	第2種	準防火	0.4	1.25	
		300-1防	80	300	第3種	防火	0.6	1.5	
		300-1				準防火			
	準住居地域	200-2	60	200	第2種	準防火	0.4	1.25	
		300-1		300	第3種				
		300-1a			第1種	防火			
		300-防			指定なし				
		400-a		400	第1種	防火			
		400			指定なし				
	近隣商業地域	200-2	80	200	第2種	準防火			
		300-1		300	第3種				
		300-1a			第1種	防火	0.6	1.5	
		300-3a			第1種				
		400-3		400	第1種	防火			
		400-3a			指定なし				
		400			指定なし				
		400-a		400	第2種	準防火			
	商業地域	400	80	400	指定なし				
		500		500	指定なし	防火	0.6	1.5	
		600-a		600	指定なし				
		600			指定なし				

a：防低隣接高度地区（7m）の防火地域
b：第一種中高層住居専用地域における斜線制限緩和適用数 3.6
M：外壁後退1m

色別	用途地域地区	記号	建蔽率(%)	容積率(%)	高度地区	防火地域・準防火地域	斜線勾配	適用距離(m)	備考
	準工業地域（特別工業地区）	200-2	60	200	第2種	準防火	0.6	1.5	
		300-1		300	第3種				
		300-1防			第1種	防火			
		300-1a		300	第1種				
		300-3a			第1種				
		400-3a		400	第1種	防火			
		400			指定なし				
		200-2	60	200	第2種	準防火	0.6	1.5	
		300-1		300	第3種				
		300-1防			第1種	防火			
		400-3a		400	第1種				
		400			指定なし				
	準工業地域	200-2	60	200	第2種	準防火	0.6	1.5	
		300-1		300	第3種				
		300-1防			指定なし	防火			
		300-1a		300	第1種				
		300-3a			第1種				
		400-3a		400	第1種	防火			
		400			指定なし				
		200-2	60	200	第2種	準防火			
		300-1		300	第3種				
		300-1防			第1種	防火			
		300-3a		300	第1種				
		400-3a		400	第1種	防火			
		400			指定なし				
	工業地域	200	60	200	指定なし	準防火	0.6	1.5	
		300-1		300	第3種				
		300-1防				防火			
		300-3a		300	第1種				
		400-3a		400	第1種	防火			
		400			指定なし				
	工業専用地域	200	60	200	指定なし	準防火	0.6	1.5	
	用途地域地区（荒川、隅田川、中川）	—	40	80	指定なし	指定なし	0.6	1.5	建設省告示228条区域

● 地域地区の境界線のとり方
地域地区の境界線で明示のないものは、原則として道路・鉄道・河川等の中心線となっています。
距離表で指定距離の明示のないものは、道路等の境界線から50mです。
（例）30―― 30mを示す（道路等からの距離）
50―― 50mを示す（道路等からの距離）
100―120mを示す（道路等からの距離）
都市計画道路計画線を示す
※ 葛飾南区整備地区計画区域内の距離表は、地区整備計画道路等から30mです。（千住西地区は除く）

● 日影規制の境界線のとり方
原則として、地域地区の境界線と同じです。例外的に異る地区については、赤線及び赤字で、規制地区の場合と同様に示してあります。

日影規制による建築物の制限

用途地域	記号	測定高さ(m)	規制値	規制される範囲（敷地境界からの距離：L） 5 m<L≦10m	10m<L
第一種低層住居専用地域	3-2	1.5	(一)	3時間以上	2時間以上
	4-2.5		(二)	4時間以上	2.5時間以上
	5-3		(三)	5時間以上	3時間以上
第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	3-2	4.0	(一)	3時間以上	2時間以上
	4-2.5		(二)	4時間以上	2.5時間以上
	5-3		(三)	5時間以上	3時間以上
第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 準工業地域	4-2.5	4.0 6.5	(一)	4時間以上	2.5時間以上
	5-3	4.0 6.5	(二)	5時間以上	3時間以上

※ 原則として、商業・工業・工業専用地域及び容積率400%以上が指定されている地域、市街化調整区域には、日影規制はありません。
※ 第一種低層住居専用地域においては、軒の高さが7mを超える建築物または地上3階以上の建築物、それ以外の地域においては、高さが10mを超える建築物が、上記の規制を受けます。
※ 地点図の緯度及び経度…北緯35°06′ 東経139°48′

この地図は、東京都「カラーマップおだち10」を編集にして複製したものです。 無断複製を禁じます。

V700